

2010 年 7 月 9 日

各 位

アリアンツ生命保険株式会社

大和証券で変額終身保険「プライムレター」を販売開始

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅伊智朗)は、2010 年 7 月 12 日より、大和証券株式会社(代表取締役社長:鈴木茂晴)を通じて一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)の販売を開始します。

今回販売を開始する大和証券を含めると、一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)の取扱金融機関は計 7 社となります。

一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)

販売開始日	販売名称	取扱金融機関
2010 年 7 月 12 日	プライムレター	大和証券株式会社

一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)は、特別勘定の運用実績にもとづいて、死亡保険金額、解約返戻金額などが変動する一時払変額終身保険です。死亡保険金の最低保証・ステップアップ保証機能に加え、市場環境の変化に対応した運用を実現しており、お客さまの大切な資産をご家族にのこすための「遺産分割対策」、「納税資金対策」、「課税評価対策」などの相続対策にご活用いただけます。

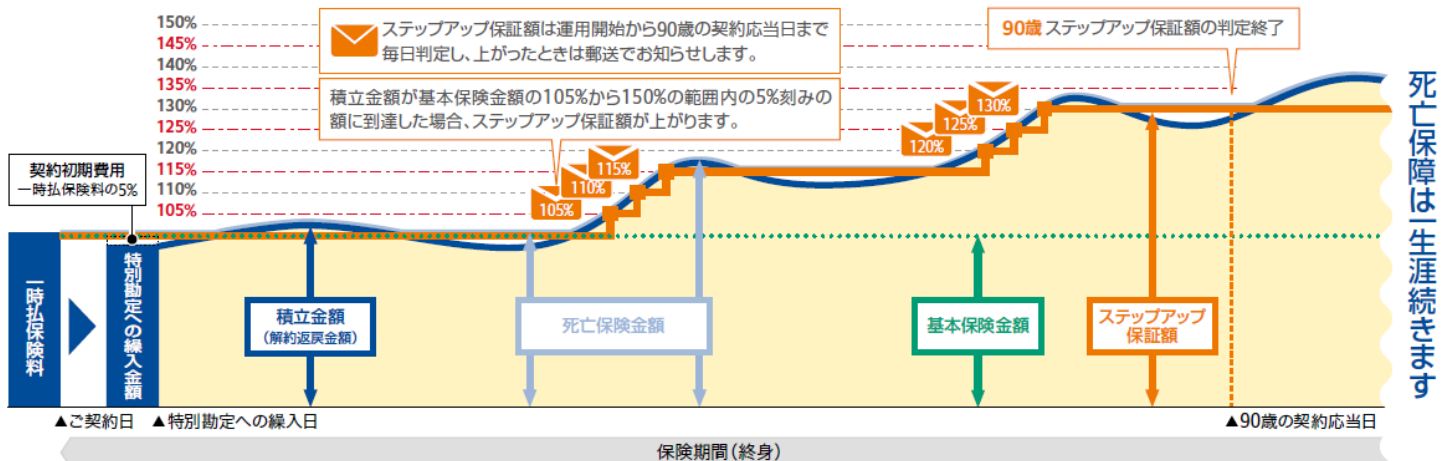
アリアンツ生命保険では、「資産をふやす」・「資産をつかう」・「資産をのこす」といった、資産形成についてのお客さまのあらゆるニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

＜本件に関するお問合せ先＞
アリアンツ生命保険株式会社 広報担当
Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

商品概要

- 運用実績にかかわらず、死亡保険金は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証され、万一の場合にご家族にお支払いします。運用が好調であれば、死亡保険金の最低保証額は、運用実績に応じて基本保険金額(一時払保険料)の105%から150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。ステップアップ保証額は被保険者が90歳でむかえる契約応当日まで毎日判定され、一度ステップアップした最低保証額は以後下がることはないため、運用成果を確保できます。



※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。

- (1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
- (2) ご契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものであります。また、将来の積立金額、死亡保険金額などを保証するものではありません。

- 特別勘定は、株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産を組入れた「リスク回避資産」で構成されています。これらの資産の配分比率は、収益期待資産のボラティリティ(価格変動の大きさ)に応じて毎週自動的に見直されます。収益期待資産の価格の変動が小さいとき(ボラティリティが低いとき)は収益期待資産の配分比率を上げ、収益の獲得を目指します。また、収益期待資産の価格の変動が大きいとき(ボラティリティが高いとき)は、リスク回避資産の配分比率を上げ、価格の下落リスクを軽減します。

※ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

- 特別勘定は、ご契約年齢(被保険者のご契約日における満年齢)により異なります。

	資産種類	組入比率		主な投資対象とする投資信託
		ご契約年齢 0歳から70歳	ご契約年齢 71歳から80歳	
収益期待資産	日本株式	10%	5%	ステート・ストリート日本株式インデックス・ファンド VA2<適格機関投資家限定>
	外国株式 (為替ヘッジあり)	40%	30%	ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド VA3<適格機関投資家限定>
	日本債券	0%	15%	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンド VA3<適格機関投資家限定>
	外国債券 (為替ヘッジなし)	50%	50%	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド VA3<適格機関投資家限定>
リスク回避資産	短期金融資産	—	—	ステート・ストリート短期国債ファンド VA<適格機関投資家限定>

ご契約のお取扱い

■ プライムレター

契約年齢 (被保険者の年齢)	0 歳～80 歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	500 万円～5 億円(1 万円単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して 5 億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
保険期間	終身
付加できる特約	遺族年金支払特約、年金支払移行特約
増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

「プライムレター」についてご確認いただきたい事項

投資リスクについて

- この商品では、お申し込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、運用実績が直接、死亡保険金額および解約返戻金額などに反映されることから、投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

諸費用について

- この商品にかかる費用は、保険期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特約による年金のお支払いを行う場合には「年金管理費」がかかります。

	項目	目的	費用		ご負担いただく時期
保険期間中にかかる費用	契約初期費用	ご契約の締結などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 5%		特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。
	保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金を最低保証するための費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.6%		毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
	資産運用関連費用 (信託報酬率)	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託報酬などが含まれます。	ご契約年齢:0 歳から 70 歳 グローバルバランス型 (F001H)	ご契約年齢:71 歳から 80 歳 グローバルバランス型 (F002H)	毎日、左記の年率の日割額を信託財産から控除します。
			特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.1995%以内 (税抜き 0.19%)	特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.197925%以内 (税抜き 0.1885%)	
特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用	年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1%		遺族年金支払特約、年金支払移行特約による年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を 100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。

※ 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※ 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※ 年金管理費は、将来変更されることがあります。

その他ご留意いただきたい事項について

- 解約返戻金には最低保証はありませんので、運用実績によっては解約された場合の解約返戻金が一時的に保険料を下回ることがあります。

このプレスリリースは、「プライムレター」の概要をご説明するものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。